

# 営繕工事の生産性向上等の取組

---

令和5年7月

北陸地方整備局営繕部

- 1. 営繕工事における働き方改革の取組**
- 2. 営繕工事における積算関係の取組**
- 3. その他**

# 1. 営繕工事における働き方改革の取組

- ① 適正な工期設定
- ② 週休2日の推進
- ③ 生産性向上技術の活用等
- ④ 書類の簡素化
- ⑤ 関係者間調整の円滑化

# 1. 営繕工事における働き方改革の取組(令和5年度)

## 営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

### 適正な工期設定・施工時期等の平準化

<b>適正な工期設定等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」、「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえた適切な工期・履行期間の設定。必要な工期・履行期間の延期(受注者の責によらない場合の対応の徹底)</li> <li>・各工程の施工期間の確保(監督職員が実施工程表等で確認。概成工期を発注時に設定)</li> </ul>
<b>週休2日の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建築工事標準仕様書等において原則週休2日を適用</li> <li>・週休2日促進工事を全ての工事で原則発注者指定として実施</li> </ul>
<b>施工時期等の平準化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務負担行為の積極活用(適正な工期・履行期間の確保、完成・完了時期の分散化にも寄与)や余裕期間制度の積極的活用</li> </ul>

### 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

<b>予定価格の適正な設定等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「営繕積算方式」により、実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定</li> <li>・施工条件の変更に伴う適切な設計変更、物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用</li> <li>・週休2日促進工事における4週8休を前提とした労務費補正</li> </ul>
--------------------	--

### 生産性向上

<b>ICTの積極的な活用等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上技術の活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 官庁営繕事業における一貫したBIM活用(原則として全ての新営設計業務及び新営工事においてEIR(発注者情報要件)を適用、BIMデータを活用した積算業務を試行)</li> <li>➢ 情報共有システムの活用(機能要件の明確化、原則全ての工事で発注者指定、全ての設計業務で適用可能)</li> <li>➢ 建設現場の遠隔臨場(原則全ての工事で適用)</li> <li>➢ ICT建築土工、デジタル工事写真の黒板情報電子化等</li> </ul> </li> <li>・工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進</li> </ul>
<b>書類の簡素化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類の簡素化、省略・集約可能な書類等の明確化</li> <li>・工事・業務関係書類等の押印・署名廃止・完成図等の提出を原則電子に一本化</li> <li>・国の統一基準として工事の標準書式を制定</li> </ul>
<b>関係者間調整の円滑化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務の発注における設計条件の明示(諸条件の整理と適用基準の明示等)</li> <li>・適切な設計図書作成に向けた取組み(設計業務プロセス管理、設計段階における施工条件の確認等)</li> <li>・設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達(設定された期限の遵守を契約図書に明記)</li> <li>・関連する工事間での納まり等の調整を効率化(総合図作成ガイドライン(土会連合会)やBIMの活用)</li> <li>・関係者間の情報共有や検討を迅速化(会議の早期開催、情報共有システムの活用等)</li> </ul>

公共建築の工事・設計業務の受発注者への普及促進

# ①適正な工期設定 ～公共建築工事における工期設定の基本的考え方～

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの  
(注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの  
(赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

**○ 基本方針**  
工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定  
適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

**○ 調査及び設計段階**  
(1) 次の期間の十分な想定  
① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間  
② 設計、入札契約手続及び施工の期間  
労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記  
③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間  
(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施  
(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

**○ 工事発注準備段階**  
(1) 適切な工期の入札条件への設定  
(2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化  
(3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

**○ 入札契約段階**  
(1) 明確な質問回答と施工条件の明示  
(2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

**○ 施工段階**  
(1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施  
遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記  
(2) 工事の進捗状況の的確な把握  
(3) 関係工事間の調整の適切な実施  
全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

**○ その他留意事項**  
(1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮  
(2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮  
(3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮  
○ 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記

**○ 工期の変更**  
設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

# ①適正な工期設定 ～営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保～

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、  
各工程の適正な施工期間を確保する。

## 1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

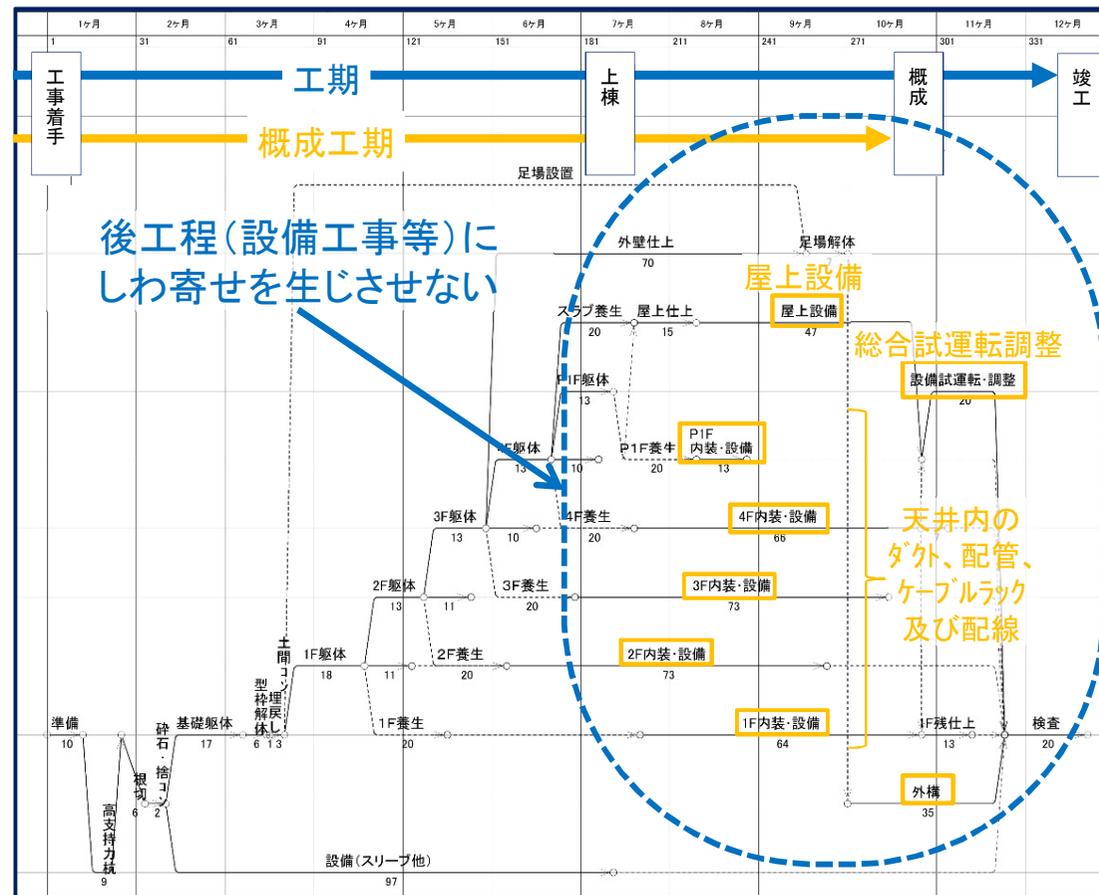
## 2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

○ 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認

- ① 概成工期が明記されていること※3
- ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
- ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
- ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
  - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
  - イ) 屋上設備
  - ウ) 総合試運転調整

○ 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

## ■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。  
 ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。  
 ※3 概成工期が設定された工事の場合。

# ①適正な工期設定 ～受注者の責によらない場合の対応の徹底～

## 現場説明書（技術に関する説明事項）

### Ⅱ 工程・品質計画

#### 1. 工程関係について

#### 2) 受注者の責によらない場合の工期の変更について

工程に変更が生じる場合には、受注者は公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共木造建築工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書に基づき、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けること。

なお、**工程の変更理由が以下のイ)～ホ)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議**すること。

- イ) 監督職員が承諾した実施工程表の工事工程の条件に変更が生じた場合
- ロ) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ハ) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ニ) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ホ) その他の特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

# ②週休2日の推進 ～国土交通省営繕工事における週休2日工事～

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所(分離発注工事の場合は、4週8休以上の現場休息)
  - 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
  - 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
  - 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※
- 共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※発注者指定方式、受注者希望方式の両方式とも当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正。

- ①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合、発注者指定方式では労務費補正分を減額変更する。
- 受注者希望方式では現場閉所率達成状況により補正係数を②又は③に変更して労務費を補正し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、労務費補正分を減額変更。

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日工事については、モニタリングを実施

## ②官庁営繕工事における週休2日施策パッケージ

(これまで)

平成30年度から週休2日促進工事を実施。令和6年4月の時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。

(令和5年度から)

原則すべての工事を「週休2日促進工事」として発注者指定  
省庁統一基準である公共建築工事標準書式の工程表に「閉所予定日」を記載する旨を明示

### 週休2日施策パッケージ

- 「公共建築工事標準仕様書」において、原則週休2日（土日・休日は施工しない）とすることを規定
- 「公共建築工事標準書式」の「週間工程表」「月間工程表」に「閉所予定日」「概成工期」を記載する旨を明示  
【令和5年度から適用 省庁統一基準】
- これらの工程表を確認することにより、監督、検査及び工事成績評価を実施
- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に次に掲げる事項等を考慮することを規定
  - ・週休2日の確保、祝日等による不稼働日
  - ・自然的要因及び労働事情、建設資材の調達事情等の社会的要因
  - ・受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮  
(概成工期の設定・後工程へのしわ寄せ防止)
- 原則すべての工事を「週休2日促進工事」として発注者指定  
【令和5年度から適用】

【省庁統一基準】公共建築工事標準書式 週間工程表の改定

「週間工程表」に「概成工期」を記載する旨を明示

「週間工程表」に「閉所予定日」を記載する旨を明示

営繕工事における週休2日促進工事の導入(概要)  
 平成30年度 週休2日促進工事・労務費補正の試行を開始  
 令和3年度 新築は原則発注者指定、他は受注者希望方式として全工事に導入  
 令和4年度 大規模改修工事で原則発注者指定  
 令和5年度 原則全ての工事で発注者指定

# ②週休2日の推進 ～営繕工事における週休2日工事のモニタリング～

## 令和4年度 週休2日モニタリング対象の営繕工事のアンケート結果を公表 (令和5年7月13日)



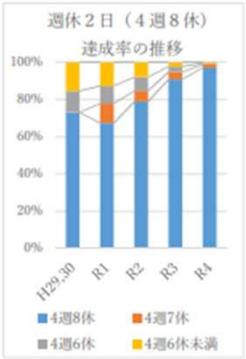
令和5年7月13日  
大臣官房官庁営繕部計画課

### 令和4年度完成工事の97%以上で週休2日を達成！ ～営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況を公表します～

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。そのうち、令和4年度に完成した工事では97%以上で週休2日を達成し、前年度より高い達成率となりました。受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について引き続き必要な改善を図るとともに、週休2日の取り組みを一層推進してまいります。

**1 背景**  
営繕工事においては、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、平成29年度から週休2日の確保に取り組むとともに、工事のモニタリングを実施して、その阻害要因の把握と改善方策の検討を進めています。平成30年度からは、新たに労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を導入して取り組みの拡大を図りつつ、継続してモニタリングを実施しています。  
今般、モニタリングの一環として行った週休2日の達成要因等に関するアンケートについて、令和4年度に完成した週休2日促進工事のアンケート結果をとりまとめました。

- 2 アンケート結果の概要**
- 令和4年度に完成した対象工事172件のうち167件(97.1%)で週休2日を達成しました。前年度(90.9%)と比べて6.2ポイント増加しています。
  - 週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」「各工事間の調整が適切に実施されたため」が多く挙げられています。
  - 週休2日を達成できなかった要因としては「執務並行改修で施工上の制約が大きいため」「職人の確保が困難であったため」「資機材調達遅れのため」が多く挙げられています。



アンケート結果等を踏まえて、執務並行改修などで施工上の制約となる条件について、工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について引き続き必要な改善を図って参ります。  
(アンケート結果の詳細は別紙をご覧ください。)

**3 今後の方針**  
令和5年度からは原則全ての工事で発注者指定により週休2日に取り組むこととしておりますが、令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業へ適用されることを見据え、月単位での週休2日の実現等さらなる働き方改革に向けた検討を行います。

<お問い合わせ先> 国土交通省 代表 03-5253-8111  
大臣官房官庁営繕部計画課 松村(内線23223)、山中(内線23226)  
直通 03-5253-8234 FAX 03-5253-1542

### 週休2日の達成状況

- ・ 172件の工事のうち、167件(97.1%)が週休2日を達成。
- ・ 週休2日を達成した167件の工事種別のうち117件は改修等。
- ・ 週休2日が達成できなかった5件のうち、3件は4週7休を、1件は4週6休を達成。

### 週休2日を達成できた要因(具体例)

- ・ ASPの活用等により担当監督員との連絡がスムーズに行えた。
- ・ 主任監督と円滑な協議が実施され、現場の施工方法を早期に決定できた。
- ・ 日々の業者間打合せで作業日数が確保出来るように努めた。
- ・ 建築、電気、機械の各分野間で相互を思いやり、担当分野の職責を全うできた。
- ・ 十分余裕のある工期設定だった。
- ・ 設計変更に伴う追加工事に対して、適正な工期設定だった。
- ・ 書類の簡素化が図られ事務作業が軽減できた。
- ・ ホームページに工事書類の記載例などがあり、書類作成がしやすかった。
- ・ 施設利用者側の理解と協力により、本来土日作業を要する作業を平日に行うことができた。

# ③令和5年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(1)

## ①BIM※1活用

※1 Building Information Modelling

### ●BIM活用に係るEIRを適用する設計業務、工事

令和5年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※2（発注者情報要件）を原則適用。

※2 Employer's Information Requirements

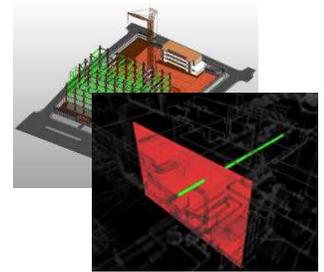
#### 設計段階

- ・新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRにBIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
- ・全ての新営設計業務には、EIRにBIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- ・設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。



#### 施工段階

- ・新営工事の発注段階にEIRを提示。
- ・EIRには、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。



### ●BIMデータを活用した積算業務（試行）

- ・令和5年度から、BIMデータの形状情報や属性情報等から取得した情報に、積算に必要な条件やデータ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

## ②デジタル技術を活用した監督検査の試行

### ●デジタル配筋検査（試行）



対象物を撮影  
検査結果  
(判定結果+計測値)

### ●デジタル圧接継手外観検査（試行）



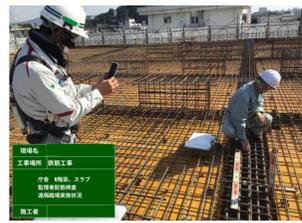
対象物を撮影  
(撮影ガイド付き)  
検査結果  
(判定結果+計測値)

### 令和5年度から試行を開始

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。  
従来の目視による確認からタブレット等で撮影した画像判定の確認に代える。

## ③建設現場の遠隔臨場の本格活用

- ・建設現場の遠隔臨場（イメージ）



現場



画像・音声配信



事務所等

### 原則全ての営繕工事で遠隔臨場を本格活用

受発注者の作業効率化  
契約の適正な履行としての施工履歴の管理の実施

# ③令和5年度 官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(2)

## ④情報共有システムの活用

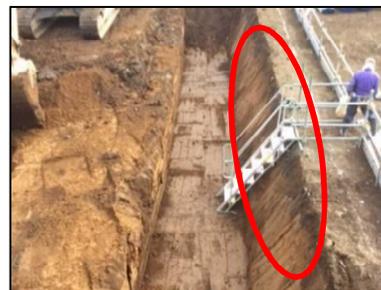
原則全ての営繕工事を対象に、発注者指定により情報共有システムを活用。

- 設計業務は、受注者から希望があった場合、協議の上活用。
- 設計業務、工事に係る打合せにおいて、協議の上WEB会議の活用を検討。



## ⑤ICT建築土工※3の試行

- ICT建築土工を活用した施工を試行
- ※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D: 2D+深さ)

## ⑥電子小黒板の本格活用

原則全ての営繕工事を対象に、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化※4」を活用。

- ※4 工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を書いた黒板を電子化するもの。



## ⑦設計段階における取組

- 設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記
  - 生産性向上技術※5の活用を前提とした設計を試行
- ※5 指定する生産性向上技術について試行を実施。

## ⑧発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

### ●総合評価落札方式における評価 **入口評価**

- 新営工事及び改修工事（総合評価落札方式技術提案評価型S型によるもの）について、工事発注時に生産性向上技術を評価。
- 入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工（ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等）、BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

### ●請負工事成績評定における評価 **出口評価**

- 全ての営繕工事において、受注者が施工合理化技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

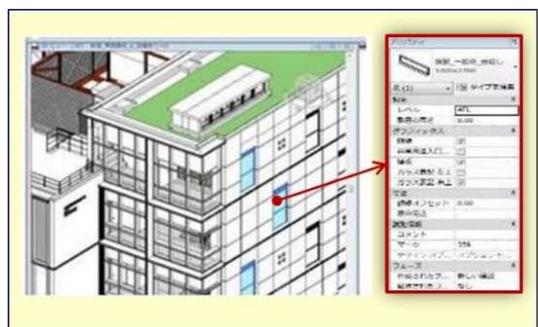
# ③【参考】 BIM活用に係るEIRを適用した設計業務、工事（1） ～概要～

- 令和5年度から、全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR※（発注者情報要件）を原則適用。
  - ・延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
  - ・ 全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
  - ・ BIM伝達会議において工事受注者に設計BIMデータについて説明、活用する場合には貸与。
- 上記によりBIM活用を推進することで、設計業務及び工事の品質の確保及び事業の円滑化を図る。

※Employer's Information Requirements

## 設計段階

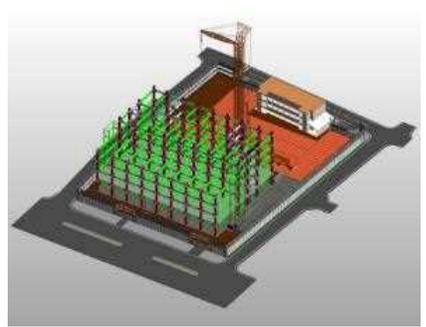
- ①新営設計業務の発注段階にEIRを提示。
- ②延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務には、EIRに指定項目を設定。  
全ての新営設計業務には、EIRに推奨項目を設定。
- ③ 設計BIMデータ、設計BIMデータの説明資料を作成。



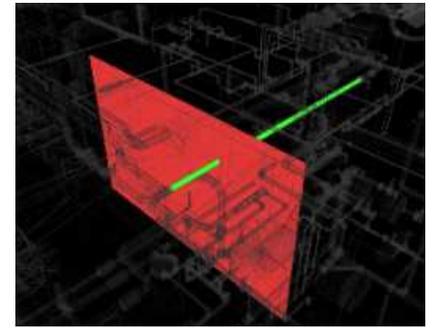
設計BIMデータ

## 施工段階

- ①新営工事の発注段階にEIRを提示。
- ②EIRには、推奨項目を設定。
- ③工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者へ設計BIMデータについて説明。  
発注者から工事受注者へ設計BIMデータを貸与。



仮設モデル



干渉チェック

# ③ 【参考】 BIM活用に係るEIRを適用した設計業務、工事(2) ~EIRについて~

○EIRは、発注仕様書の一部として提示するBIM活用に関する要件。  
 BIM活用の項目及びその実施内容、成果品、設計BIMデータの貸与等の要件を示すもの。

## BIM活用の項目及びその実施内容

○新営設計業務 ◎: 指定項目 ○: 推奨項目

	BIM活用の項目	延べ面積 3,000㎡以上	延べ面積 3,000㎡未満
基本 設計 段階	建築物の外観及び内観（一部）の提示	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	設備計画の検討及び干渉チェック	○	○
	設計条件の適合確認	○	○
実施 設計 段階	実施設計図書（一般図等）の作成	◎	○
	概算工事費の算出	○	○
	実施設計図書（詳細図）の作成	○	○

○新営工事 ○: 推奨項目

BIM活用の項目	規模によらず
施工計画、施工手順等の提示	○
干渉チェック	○

※指定項目又は推奨項目以外についても、受注者におけるBIM活用が可能。

## 成果品として提出するBIMデータ等

○新営設計業務

- ・ 指定項目として、**実施設計図書（一般図等）の作成**を設定する場合
  - 実施設計図書の作成に係る**BIMデータ**
  - 実施設計図書の作成に係る**BIMデータ説明資料**※  
※BIMデータのうち、2次元加筆の内容を示す資料
- ・ 推奨項目のみを設定する場合
  - 成果品の提出は求めない

○新営工事

- ・ 推奨項目のみ設定する場合
  - 成果品の提出は求めない

## 設計BIMデータの貸与等

- ・ 発注者は、工事受注者への貸与が可能である設計BIMデータがある場合には、**BIM伝達会議を開催**。同会議において、設計意図伝達業務受注者から**工事受注者へ設計BIMデータ及びBIMデータ説明資料を用い説明する**。
- ・ 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合には、発注者から**工事受注者へ設計BIMデータを貸与する**。

## ガイドライン改定の背景・目的

○ BIMの活用により建築分野における生産性向上等が期待される中、現状は、設計段階のみ、施工段階のみの活用にとどまっていることが課題となっており、プロセスを横断するかたちでのBIM活用の促進が求められている。

○ 「建築BIM推進会議」において、BIMのプロセス横断的な活用に向け、関係者の役割・責任分担等の明確化等を図るため、標準ワークフロー、BIMデータの受け渡しルール、想定されるメリット等を内容とするガイドラインを策定した。（令和2年3月）

○ 令和2年度より、「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」において、ガイドラインを実際の様々な建築プロジェクトに活用し、標準ワークフローに沿ってBIMを活用した場合のメリットや、実運用に際した留意点が明らかとなったことから、ガイドラインの改定を実施した。（令和4年3月） ※今後も、継続的にガイドラインの改定に関する議論を予定。

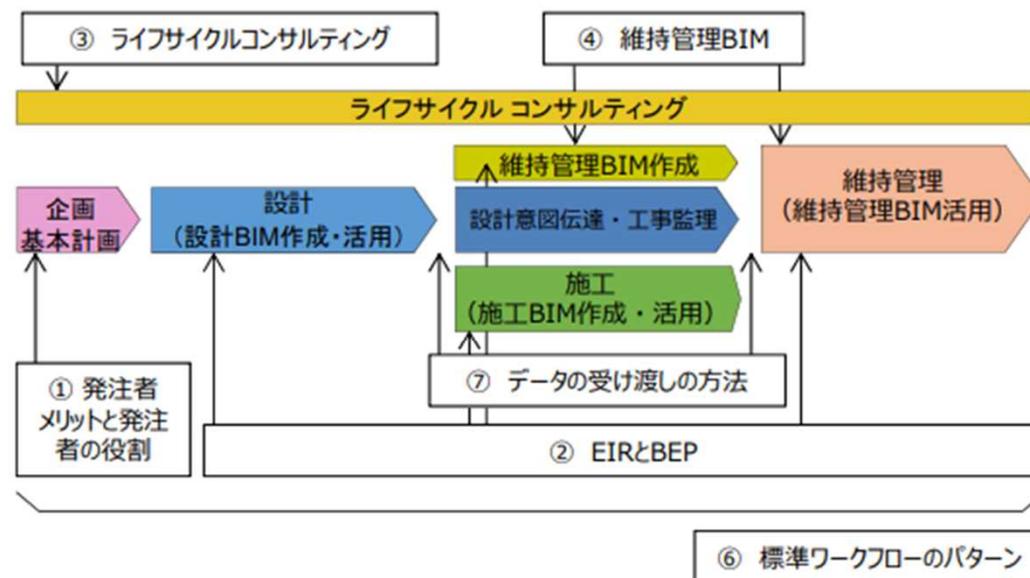


## ガイドライン第2版における改定の概要

○ これまでの建築BIM推進会議の活動成果、モデル事業の成果等から得られた知見を盛り込むとともに、実務者の意見を踏まえ、記載順を整理するなどわかりやすい構成とした。

○ ワークフロー全体にわたって、以下の8項目に関する記載を充実させた。

- ① 発注者メリットと発注者の役割
- ② EIRとBEP
- ③ ライフサイクルコンサルティング
- ④ 維持管理BIM
- ⑤ 各ステージの業務内容と成果物
- ⑥ 標準ワークフローのパターン
- ⑦ データの受け渡しの方法
- ⑧ 各部会等の取組



標準ワークフローのパターンの例と改定項目との関係

# ④書類の簡素化 ～北陸地方整備局営繕部の工事関係図書等に関する効率化の取組～

## 営繕工事における工事関係書類の簡素化の試行(H30.10.15)

北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所が行う営繕工事において、より一層の工事関係書類の簡素化により、受発注者間相互の業務の効率化、工事目的物の品質向上を目指し、工事関係書類の徹底した簡素化を図る試行を実施

### 1. 工事関係書類の簡素化

○受発注者間にて、契約後、速やかに「工事書類一覧表【工事関係書類簡素化協議対応】」により、簡素化の実施項目や適用書類について協議し、**作成する工事関係書類を明確化**する。

○発注者は、設計図書において提出が**義務付けられていない書面の提出は求めない**ものとする。

### 2. 工事関係書類の取扱い

○受注者から提出された実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する工事関係書類は、**監督職員が適切に整理、保管し、再提出は求めない**ものとする。

### ● 営繕部のホームページで公表

### ● 作成する工事関係書類を明確化(一覧表)

### ● 新たに簡素化の対象とする書類

参考資料

1. 平成30年4月20日に国土交通省官庁営繕部が明示した省略・集約が可能な工事関係図書等(19種類)のうち、備考欄に示す○は北陸地方整備局営繕部及び金沢営繕事務所(以降「北陸地整」という)がこれまで簡素化の対象としていた書類、●は北陸地整が新たに簡素化の対象とする書類です。

工事関係書類	備考
1 火災保険等加入状況報告書	●
2 工事実績情報登録報告書	○
3 施工管理技術者通知書	○
4 電気保安技術者通知書	○
5 工事用電力設備の保安責任者通知書	○
6 技能士通知書	○
7 技能資格者通知書	○
8 緊急連絡体制	○
9 工事安全計画書	●
10 下請負人通知書	○
11 作業員名簿	●
12 主要(資材・機材)発注先通知書	○
13 週間工程表(または月間工程表)	○
14 確認・立会い請求書	○
15 工事材料搬入報告書	○
16 工事材料場外検査願	○
17 現場休止届	○
18 休日夜間作業届	○
19 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	●

2. 上記国土交通省官庁営繕部が明示した以外の工事関係書類のうち備考欄に示す○は北陸地整がこれまで簡素化の対象としていた書類、●は北陸地整が新たに簡素化の対象とする書類です。

工事関係書類	備考
1 工種別施工計画書	○
2 施工報告書	○
3 現場休止時保安体制結果報告	○
4 工事進捗状況報告書	●
5 材料の品質等を証明する資料	○
6 色彩計画要求書	○
7 低騒音・低振動型建設機材の使用状況	○
8 工事実績情報登録報告書(途中変更時)	○
9 工事安全計画事後評価書	○
10 工事実績情報登録報告書(竣工時)	○
11 工事写真	○

### 工事の書類の簡素化・効率化のための参考資料

受注者の皆様へ  
工事書類の簡素化・効率化のため、以下の資料を作成しましたので、ご利用ください。

- 1. 営繕工事における工事関係書類の簡素化の試行  
(令和3年6月版)  
●新たに簡素化の対象とする書類  
『工事書類一覧表【工事関係書類簡素化協議対応】』(PDF) [こちら](#)
- (平成30年10月版)  
●新たに簡素化の対象とする書類  
『工事書類一覧表【工事関係書類簡素化協議対応】』(PDF) [こちら](#)
- 2. 効率化のための「施工計画書の記載例」(平成30年10月版)
  - 1) 『総合施工計画書(記載例)』(Word)
  - 2) 『工事安全計画書(記載例)』(Word)
  - 3) 『建設工事施工計画書(記載例)』(Word)
  - 4) 『管内施設工事施工計画書(記載例)』(Word)
  - 5) 『配管工事施工計画書(記載例)』(Word)

戻る

工事名称	協議者	協議日	協議内容		備考				
	(受注者)	(発注者)	協議項目	協議結果					
1-1	●		工程表	1	1	契約後14日以内	契約書第3条	(契約時の)工程表	
1-2	○		前払金請求書	1	1	前払金請求時	契約書第3条4号		
1-3	●		建設代金の取立	1	1	契約後14日以内	契約書第3条		
1-4	●		現場代理人等通知書	1	1	契約後速やかに	契約書第10条		
1-5	●		建設業退職金共済制度加入届出書	1	1	契約後速やかに		建設業退職金共済制度加入届出書(※1.3.3)17(労働安全衛生)関係の条	対象となる下請業者がない場合は、購入しない理由を記載し提出
1-6	●	対象	火災保険等加入状況報告書	-	1	契約後速やかに	契約書第5条(火災・窃盗)		火災保険加入状況がわかる証券等の写し、保険会社の証明書を施工計画書に添付することである
1-7	●	対象	工事実績情報登録報告書	-	1	契約後10日以内	現場管理書(第11章)		登録欄に登録されたことを証明する資料を提出することである
1-8	○		ISO9001認証取得活用届出書	-	1	契約後速やかに	現場管理書		受注者が必要に応じて提出

注：1) 工事書類については監督職員と協議し受注者独自の書式としてもよい。  
2) 紙と電子データでの二重提出は求めないこととする。  
3) 提出先数の数値には、受注者保管分は含まれていない。

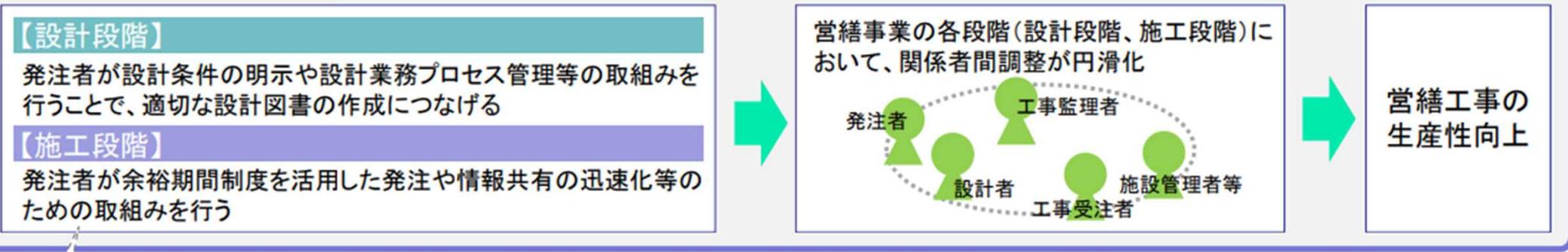
# ⑤関係者間調整の円滑化

○令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。**

○そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整※1の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理。**

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

## 生産性向上のイメージ



以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <b>【設計段階】</b>   |  |   |
| (1) 設計条件の明示<br>◇諸条件の整理と適用基準<br>◇敷地や周辺の状況                            | (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み<br>◇設計業務プロセス管理<br>◇図面の整合性                        | ◇設計段階における施工条件の確認<br>◇指定仮設の確認  |
| <b>【施工段階】</b>   |  |   |
| (1) 余裕期間の設定<br>◇制度を活用した発注   | (3) 納まり等の調整※3の効率化<br>◇納まり等の調整用図面作成の効率化<br>◇BIMの活用促進                    | (5) 設計図書の変更への対応<br>◇必要となる場合の設計図書の変更<br>◇設計変更ガイドライン(案)の参照  |
| (2) 遅滞ない設計意図伝達※2等<br>◇設定された期限の遵守を契約図書に明記<br>◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間) | (4) 情報共有や検討等の迅速化<br>◇関係者が一堂に会する会議の早期開催<br>◇情報共有システムの活用促進<br>◇遠隔臨場の活用促進 | <small>※2: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等<br/>※3: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整</small> |

## 2. 営繕工事における積算関係の取組

- ① 「営繕積算方式」及び活用マニュアル
- ② 公共建築工事積算基準について
- ③ 公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

# ①「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて

## 営繕積算方式

### 公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 共通仮設費の適切な積み上げ
  - 最新単価の適用
  - 市場単価補正方式
  - 工期連動型共通費積算方式
  - 物価スライド
  - 見積活用方式
  - 地域外労働者の確保費用の計上
  - 適切な工期設定
  - 積算条件の明示
  - 適切な数量算出
- 等



- ・ 実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定
- ・ 施工条件の変更や物価変動等への適切な対応



**公共建築工事の  
円滑な施工確保**

## 「営繕積算方式」活用マニュアル

### 改正品確法 (H26. 6)

「適正な利潤の確保」のための「適正な  
予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

### 円滑施工確保 (不調・不落対策)



- 「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成
- 本マニュアルを活用する等により、「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

### 【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。
- さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実に円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議 (H26.9) において、この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した「営繕積算方式」活用マニュアル (被災3県版) を作成。
- その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように「普及版」を作成。
- 近年頻発する自然災害に伴う復旧工事を含め、公共建築工事の円滑かつ着実な実施が求められており、今回、有効と考えられる取組を盛り込み拡充。

# ①「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて ~目次~

## 1. 「営繕積算方式」と活用マニュアルについて

- ・「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて(P.4)
- ・発注者責務の明確化(品確法)(P.5)

## 2. 公共建築工事積算基準について

- ・「公共建築工事積算基準」の体系(P.7)
- ・公共建築工事の工事費の構成(P.8)
- ・単価及び価格の算定(P.9)
- ・市場単価適用工種(P.10)
- ・(参考)直接工事費の単価種別による構成比(P.11)
- ・共通費の算定(P.12)
- ・共通仮設費の算定(P.13)
- ・現場管理費の算定(P.14)
- ・一般管理費等の算定(P.15)

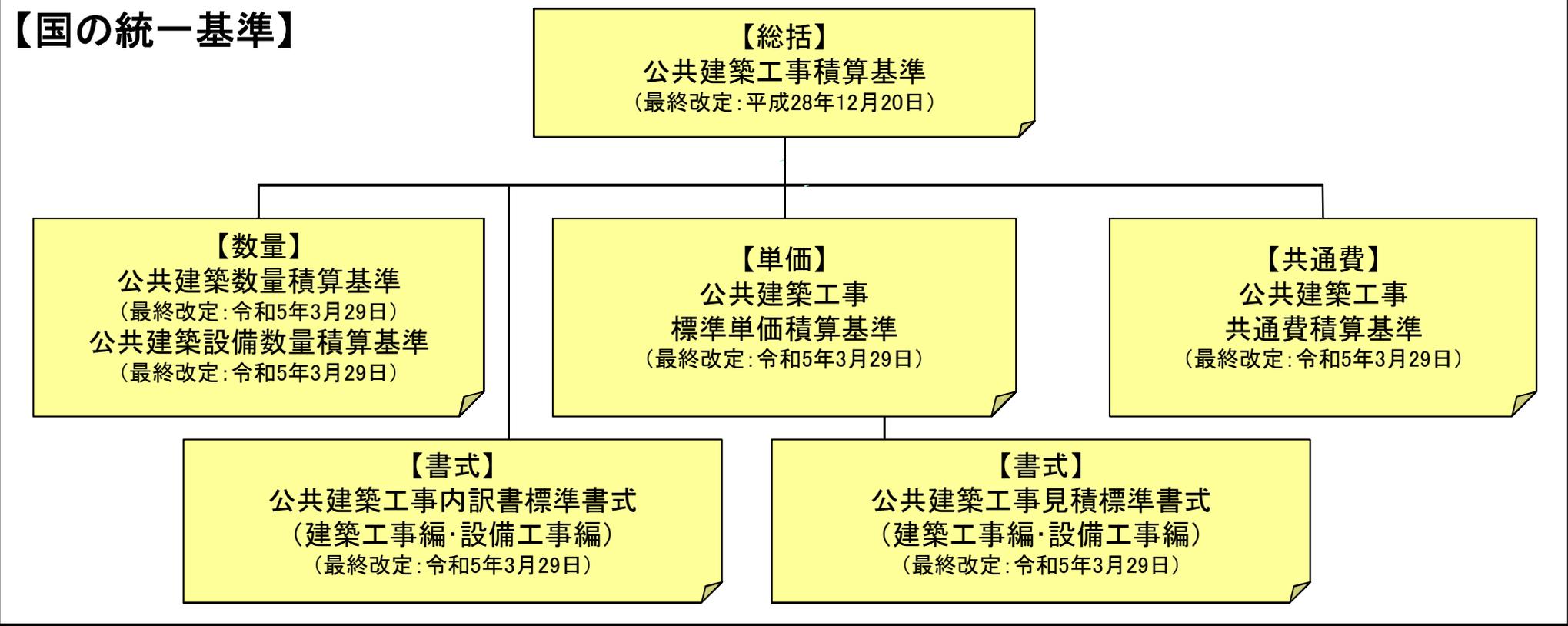
## 3. 公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

- ・公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(P.17)
- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定(P.19)
- ・現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示(P.26)
- ・現場実態を考慮した適切な工期の設定(P.31)
- ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更(P.35)
- ・物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用(P.36)
- ・設計図書に基づく数量の適切な算出(P.37)
- ・営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」(P.38)
- ・熱中症対策に係る費用の計上(P.39)
- ・営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)(P.40)

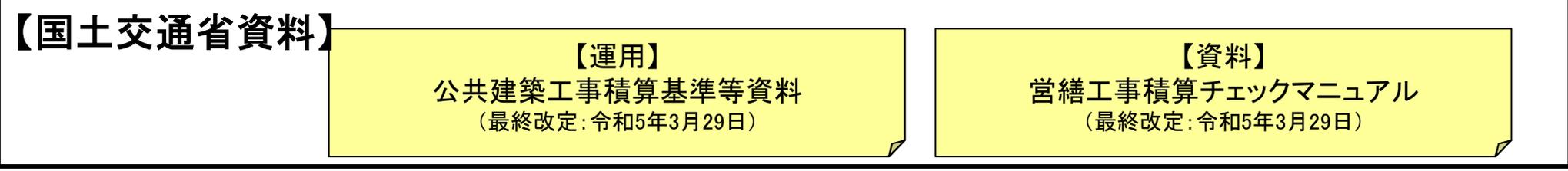
## ②公共建築工事積算基準について ～「公共建築工事積算基準」の体系～

基準類は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」と国土交通省作成資料から構成

○ 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用



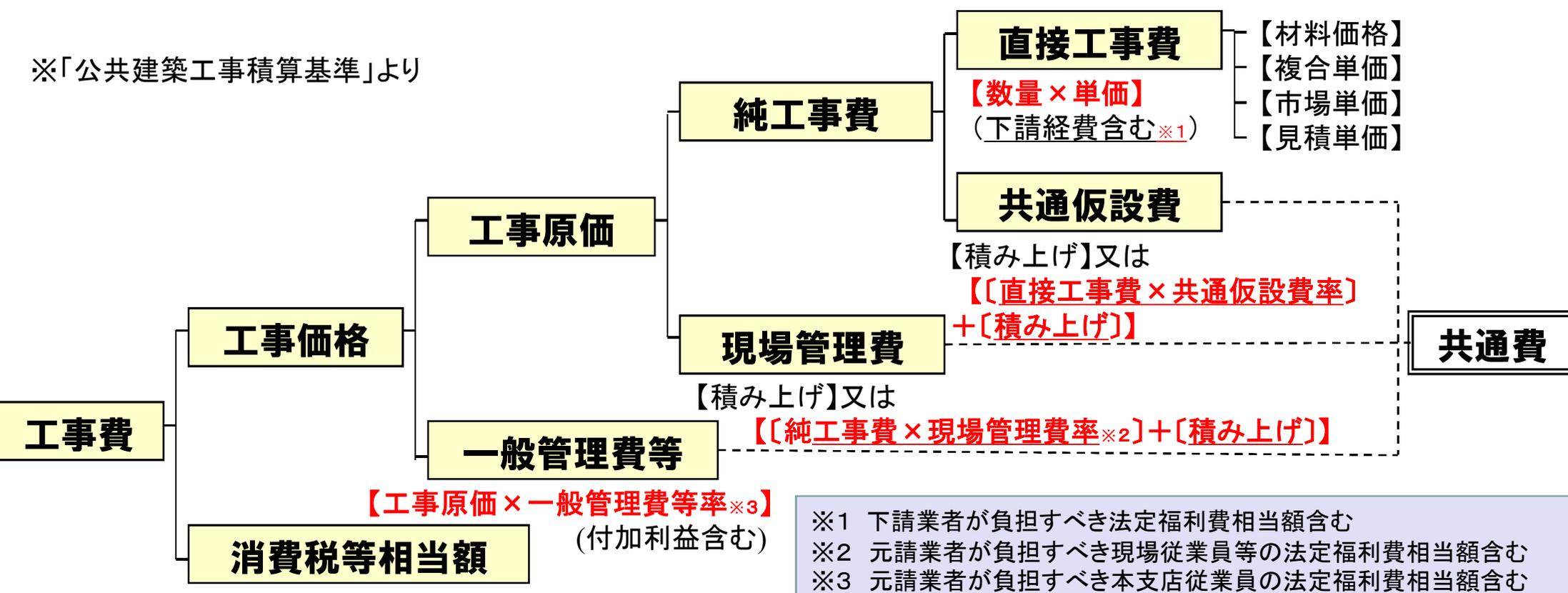
○ 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用



詳細は国交省HPを参照  [http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

# ② 公共建築工事積算基準について ~公共建築工事の工事費の構成~

※「公共建築工事積算基準」より



- ※1 下請業者が負担すべき法定福利費相当額含む
- ※2 元請業者が負担すべき現場従業員等の法定福利費相当額含む
- ※3 元請業者が負担すべき本支店従業員の法定福利費相当額含む

## 【参考】公共建築工事の構成割合

※3,000㎡モデルにおける構成割合



積み上げは含まない。(含む場合は5%)

※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる。(土木工事の場合は現場管理費)

## ②公共建築工事積算基準について ～単価及び価格の算定～

※「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

□ 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額をより適切に反映させるための取組

構成		基準の取扱い		単価及び価格の設定		
直接工事費	材料価格等	標準単価積算基準	積算時の最新の現場引渡し価格	物価資料掲載価格(平均値)又は製造業者の見積価格等を参考に決定	取引数量が少量の場合の小口単価の採用	
	複合単価	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	物価資料掲載価格(平均値)	工事量が少量・僅少の場合の割増
		労務単価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	改修割増、休日、深夜の労働についての割増	
		機械器具費	標準単価積算基準	請負工事機械経費積算要領、物価資料の掲載価格等	—	
		下請経費等(その他の率)	標準単価積算基準(率の範囲を記載)	工種毎の率により算定された額	<span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">その他の率(法定福利費相当分を含む)</span>	
	市場単価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格(物価資料に掲載された単価。 <span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">法定福利費相当分を含む</span> )	物価資料掲載価格(平均値)	改修割増 工事量が少量・僅少の場合の割増	
見積単価	標準単価積算基準	製造業者・専門工事業者の見積単価等を参考に決定	<span style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">製造業者・専門工事業者から見積価格を得るための書式(法定福利費を明記)</span>	ヒアリング結果等を参考に単価を決定(実勢価格帯の的確な把握)		
	見積標準書式					

(公共建築工事標準単価積算基準 第1編 総則 1基本的事項)

○ 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

## ②公共建築工事積算基準について ～共通費の算定～

※「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

構成		基準の取扱い	共通費の算定	
共通費	共通仮設費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p>	共通仮設費率 計算式	工期に連動した共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は別途積み上げ加算
	現場管理費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p>	現場管理費率 計算式	工期に連動した現場管理費率により算定し、率に含まれない特記事項は別途積み上げ加算
	一般管理費等	<p>工事原価に対する比率により算定する。</p> <p>なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p>	一般管理費等率 計算式	一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費を別途加算

### ③公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(1)

#### ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

##### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- ② 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- ③ 工事量が**少量、僅少等**の場合の**単価補正等**
- ④ 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮
- ⑤ 見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定
- ⑥ 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用
- ⑦ 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策

##### (2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- ① 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、**現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積み上げ**(設計変更も可能)
- ② 共通仮設費の積み上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- ③ **遠隔地から労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を設計変更し、共通費に積み上げ
- ④ **小規模長期工事**における**共通仮設費・現場管理費の加算**

##### (3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- ① 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- ② 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

### ③公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(2)

#### ○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

#### ○ 適切な数量の算出

- (6) 設計図書に基づく数量の適切な算出
  - 予定価格算出の前提となっている数量の適切な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し
- (7) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施

#### ○ 新たな政策課題への対応

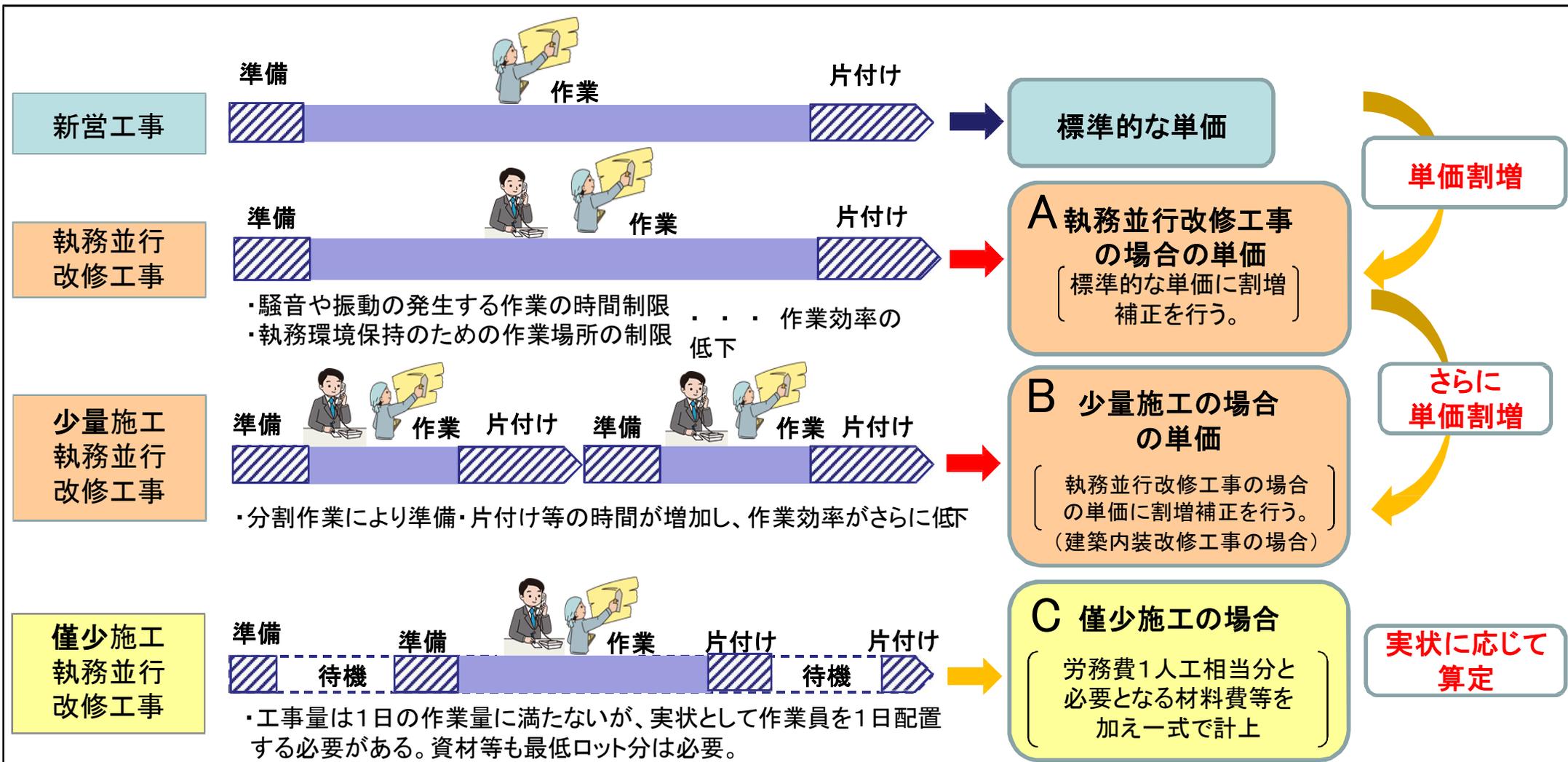
- (8) 熱中症対策に係る費用の計上
- (9) 営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)

# (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について(R1.10.25国営積第4号)」より

- A 執務並行改修※1の場合、複合単価及び市場単価の割増補正を行う。
- B 建築内装改修工事で施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、Aの単価にさらに割増補正を行う。
- C 施工数量が僅少(概ね10㎡以下)の場合、現場で実際に必要な労務費・材料費等を計上。

※1 建物内に執務者がいる状態で行う改修工事



# (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- 現場の実状に応じた適切な見積書の収集  
条件等を提示し、現場実態に合った見積書を収集

現場実態が反映された  
直接工事費

## 見積依頼時の提示資料

### ① 見積依頼書

物件に関する情報について取りまとめた書類  
代表的な記載項目

1. 工事概要に係る項目
2. 建物概要に係る項目
3. 提出に係る項目
4. 与条件に係る項目
5. その他の項目

### ② 見積条件書

見積範囲に含める事項及び含めない事項を明確にした書類

依頼者が作成し、工事範囲に含める事項及び含めない事項を明確にし、依頼者の意図する見積対象範囲、施工条件等を作成者へ正確に伝える。

### ③ 設計図書

見積りに必要な図面等

### ④ 見積書表紙(必要に応じて)

### ⑤ 参考数量

## ■ 特殊な工法の採用

特殊な工法などを図面特記をする場合、応札者が見積りできない事や、見積りできても極端に高い(安い)価格となり、不調・不落の要因になることも考えられるため、特殊な工法等の採用については慎重に検討を行う必要がある。

## 見積単価の適切な設定

- ・ 市中における取引価格を把握した上で、適切に設定
- ・ 製造業者又は専門工事業者から見積書を収集し、製造業者等に対するヒアリング等により実勢価格帯を把握し、見積書の価格を適切に補正し、設定。

### ヒアリング等による見積書の確認(例)

#### 【見積書の条件の確認※】 ※発注者側が提示した条件との適合確認等

- ・ 見積書の内容が、見積書の提出依頼の際に提示した仕様書や図面、数量、見積条件書等に基づき、過不足のないものとなっているか確認。
- ・ 見積書の材料費と労務費のそれぞれの内容が、施工実態を踏まえた過不足のないものとなっているか確認。

#### 【見積書の価格の比較・確認】

- ・ 類似品目の複合単価や、刊行物、カタログ等掲載の類似品目の単価等と比較して確認。
- ・ 過去の工事で個別に設定した類似品目の見積単価等と比較して確認(価格変動の動向や施工条件の違いに留意)。



- ・ 実勢価格帯の把握
- ・ 見積書の価格の補正

見積単価の設定



## (2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示① 共通費の積み上げイメージ

○現場の実状に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積み上げ費用のイメージ）

○ 建物規模（延床面積）は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違うと、必要となる揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、適切な条件明示及び個別計上が重要。

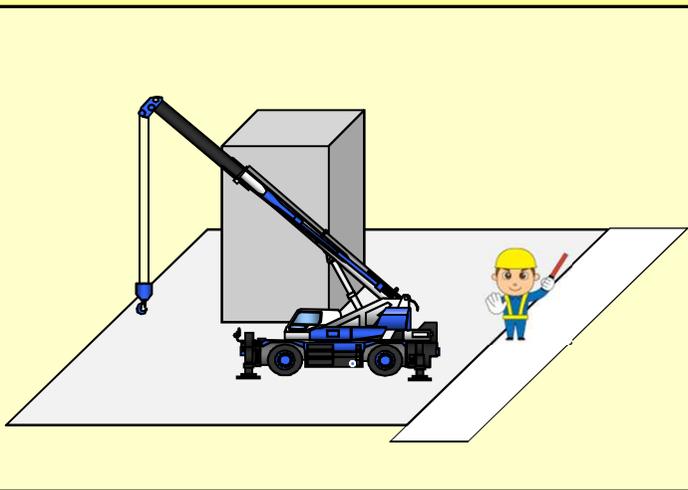
### 【ケース1】

#### 【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



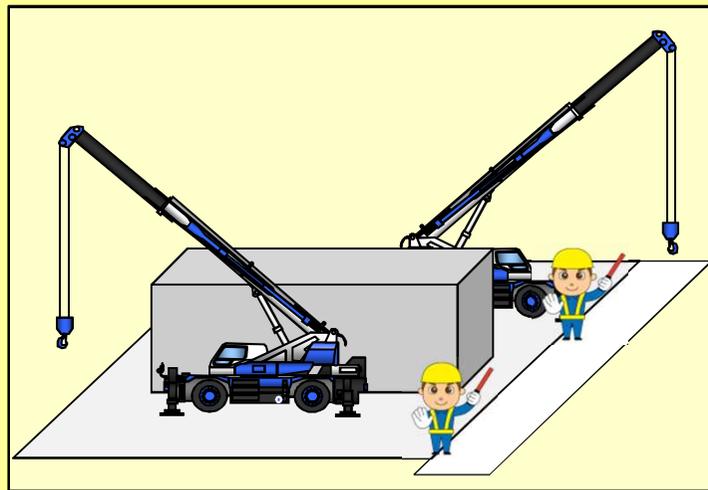
### 【ケース2】

#### 【現場条件】

- ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



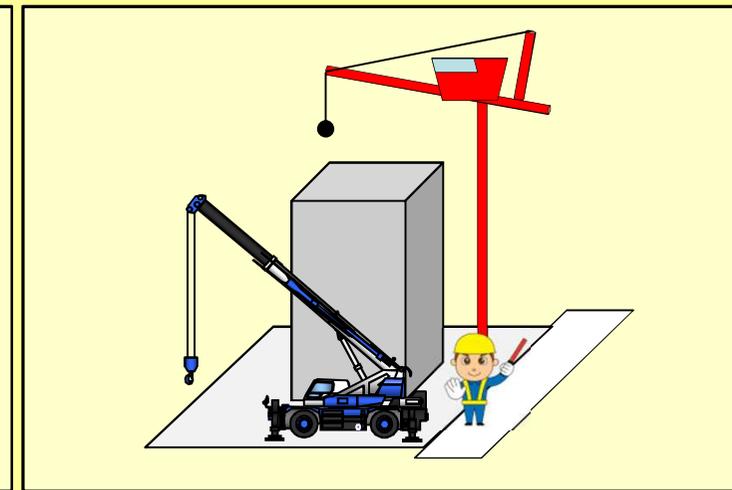
### 【ケース3】

#### 【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない

#### 【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



### 共通仮設費の比較(対比)

【積算】 ◆ 揚重 1.00  
◆ 交通誘導 1.00

【積算】 ◆ 揚重 1.33倍  
◆ 交通誘導 1.54倍

【積算】 ◆ 揚重 1.45倍  
◆ 交通誘導 1.00倍 30



## (3)現場実態を考慮した適切な工期の設定①

○ 適切な工期設定に関する配慮事項(公共建築工事における工期設定の基本的考え方※)

※ 中央官庁及び都道府県政令市の営繕担当課長で構成される会議で取りまとめ

### 発注者の責務

**発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。**

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照

**発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。**  
 なお、工事費が工期に連動することに留意する。

#### ①工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、調整等に要する期間を十分想定した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

#### ②工期設定のための留意事項

- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨、強風など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に明示する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情に応じた工期**を設定する。

#### ③工期の変更

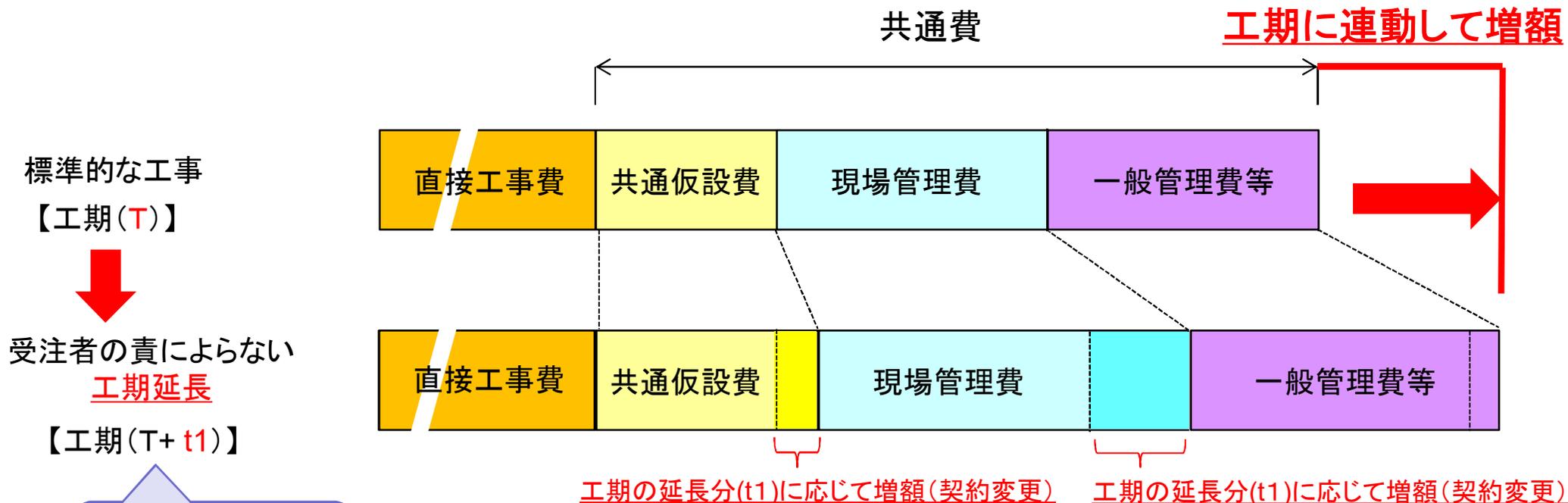
当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

# (3)現場実態を考慮した適切な工期の設定②

○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定

## 「工期連動型共通費積算方式」

※「公共建築工事共通費積算基準」より



契約変更が必要

対象外:昇降機設備工事

- 【工期の影響を受ける主な項目(共通仮設費)】
- 仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等) …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
  - 動力用水光熱費 (工事に用電気、水道料金) …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

- 【工期の影響を受ける主な項目(現場管理費)】
- 従業員給料手当 (現場従業員等の給与) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
  - 法定福利費 (現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

## (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更

※ 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月 (令和2年6月一部改訂))より

### ○「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を整え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』(以下、「26年版ガイドライン」)を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施  
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

平成26年の品確法の改正



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』を改定した。

- ◇主な改定点
  - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
  - ・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、  
地方公共団体等に対して周知

## 営繕工事請負契約における 設計変更ガイドライン (案)

平成27年5月

(令和2年6月一部改定)

 国土交通省 官庁営繕部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000041.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html)

上記URLから、ダウンロードできます。

### 目次

- I. 本ガイドラインの位置づけ
- II. 設計変更ガイドライン
  - 1. 設計変更ガイドライン策定の背景
  - 2. 用語の定義
  - 3. 設計変更に関する留意事項
  - 4. 設計変更が不可能なケース
  - 5. 設計変更が可能なケース
  - 6. 設計変更手続きフロー
  - 7. 関連事項
- III. 工事一時中止ガイドライン
  - 1. 工事一時中止ガイドラインの運用
  - 2. 工事の一時中止に係る基本フロー
  - 3. 発注者の中止指示義務
  - 4. 工事の中止〔契約書の規定〕
  - 5. 工事を中止すべき場合
  - 6. 中止の指示・通知
  - 7. 基本計画書の作成
  - 8. 請負代金額又は工期の変更、増加金額の負担
  - 9. 増加費用の考え方
  - 10. 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い
- IV. 参考資料

## 4. 設計変更が不可能なケース

◆ 下記の場合においては、原則として**設計変更には該当しない**。  
(ただし、契約書第27条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りではない)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、**受注者が独自に判断して施工を実施した場合**。
- 契約書第18条～25条、公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10に定められている**所定の手続きを経していない場合**。
- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている**監督職員の承諾、指示、協議等(書面によることを原則とする)を踏まえないで施工を実施した場合**。

## 5. 設計変更が可能なケース

### ◆ 工事請負契約書第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に**通知し**、その確認を**請求**しなければならない。

#### ■ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(第18条第1項第2号)

例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合  
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

#### ■ 設計図書の表示が明確でない場合(第18条第1項第3号)

例) 図面の記載内容が読み取れない場合

#### ■ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(第18条第1項第4号)

例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合  
施工中に設計図書に示されていない石綿含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合  
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

#### ■ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(第18条第1項第5号)

例) 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合  
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

## 5. 設計変更が可能なケース

### ◆ 工事請負契約書第19条(設計図書の変更)に該当

- 発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合

(補足) 発注者は予定している追加工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すのが望ましい。

### ◆ 工事請負契約書第20条(工事の中止)に該当

- 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

※ 詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

なお、第20条にかかわらず、受注者は第22条(受注者の請求による工期の延長)にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第30条(不可抗力による損害)その他も参照する。

## 3. その他

- ①官庁営繕部発注情報メール配信サービス
- ②公共建築相談窓口

# ①官庁営繕部発注情報メール配信サービス

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への**発注情報のメール配信を令和5年度も引き続き行います**。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。（既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。）

## ○メール配信内容

原則、**入札公告日（または公示日）に、以下の内容（イメージ）が配信されます**。（発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前9時以降）

なお、正式な内容は入札情報サービス (<http://www.i-ppi.jp>)にてご確認ください。

## メール配信内容（イメージ：工事の場合）

件名：【○○地方整備局営繕部（※1）発注情報のお知らせ】  
本日、令和○年○月○日、次の工事の入札公告を実施しました。  
工事名：○○改修工事  
工事種別：建築（※2）  
等級区分：○ランク又は○ランク  
工事場所：○○県○○  
技術資料の提出締切日（※3）：令和○年○月○日  
詳細は入札情報サービスのページで公開しています。  
《 <http://www.i-ppi.jp> 》  
また、○○地整営繕部のHPでも公開しています。  
《 <http://www.xxxx> 》  
更新・削除は以下のURLにて  
《 <https://www.xxxx> 》

（※1）発注機関：国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局営繕部及び営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課

（※2）工事種別：建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備（エレベーター）等  
業務種別（業務の場合）：設計、積算、工事監理、調査検討、測量・敷地調査

（※3）業務の場合は、参加表明書の提出締切日

## ○登録開始日等

**随時、登録・変更・登録解除が可能です**。

無料でご利用いただけますので、以下の「[登録手続きに進む](#)」からご登録ください。

## ○配信期間

2024年3月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。

（サービスを継続する場合、上記の連絡は発注情報メールの配信をもって代えさせていただきます。）

また、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページでもお知らせ致します。

# ②公共建築相談窓口

## 相談窓口について

○国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

TEL:025-280-8880 FAX:025-370-6504 メール:[pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp](mailto:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp)

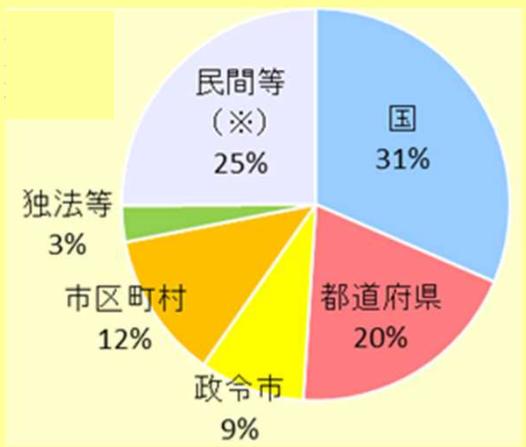
金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL:076-263-4585 FAX:076-231-6369

## 相談者等

○令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)は、  
延べ **2,104件**の相談を受付  
(大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

### 相談者別内訳 (令和4年4月～令和5年3月)



※民間等・・・民間発注者、設計事務所、建設業者等



## 相談内容等

- 主な相談内容
  - ・企画立案
  - ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
  - ・保全
  - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等

